○外務省告示第三百号

令和七年六月二十五日にコナクリで、ギニア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億円

3　署名者

日　本　側　加藤隆一在ギニア大使

世界食糧計画側　下村理恵在ギニア事務所代表代理

令和七年八月十三日

○財務省告示第二百二十二号

大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項に規定する調査を行うこととしたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月十三日

財務大臣　加藤　勝信

一　関税定率法（以下「法」という。）第八条第四項の規定による求めをした者（以下「申請者」という。）の名称及び住所

名称	住所
日本製鉄株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目六番一号
日鉄鋼板株式会社	東京都中央区日本橋本町二丁目二番五号日本橋本町二丁目ビル
株式会社神戸製鋼所	兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通二丁目二番四号
株式会社淀川製鋼所	大阪府大阪市中央区南本町四丁目一番一号

二　法第八条第五項の調査（以下単に「調査」という。）に係る貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

(一)　品名　溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板

(二)　銘柄及び型式　次のイ又はロに掲げる物品

イ　鉄又は非合金鋼のフラットロール製品に溶融亜鉛めっきしたものであって、商品の名称及び分類についての統一システム（ＨＳ）の品目表（以下「ＨＳ品目表」という。）第七二一〇・四九号又は第七二一二・三〇号に分類されるもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

(イ)　波形にしたもの

(ロ)　合金化溶融めっきのもの（めっき層の鉄の含有量がめっき層の全重量の七・〇パーセント以上の均質な合金のものに限る。）

(ハ)　めっき層において、マグネシウムの含有量がめっき層の全重量の二・〇パーセント以上のものであって、アルミニウムの含有量がめっき層の全重量の五・〇パーセント以上のもの

(ニ)　めっき層において、アルミニウムの含有量がめっき層の全重量の四・〇パーセント以上のものであって、マグネシウム及びニッケルを含むもの

ロ　ステンレス鋼以外の合金鋼のフラットロール製品（溶融亜鉛めっきする前のものに限る。以下「母材」という。）に溶融亜鉛めっきしたものであって、母材におけるマンガン、ほう素又はチタンのいずれかの含有量が母材の全重量に対してＨＳ品目表第七二類の注１(f)に掲げる割合以上のものであり、マンガン、ほう素及びチタン以外の元素の含有量が母材の全重量に対して同表第七二類の注１(f)に掲げる割合未満のもの。ＨＳ品目表第七二二五・九二号又は第七二六・九九号に分類される。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

(イ)　波形にしたもの

(ロ)　バイメタル（張合せ加工を行ったもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇パーセントを超えるものに限る。）

(ハ)　合金工具鋼のもの

(ニ)　高速度鋼のもの

(ホ)　合金化溶融めっきのもの（めっき層の鉄の含有量がめっき層の全重量の七・〇パーセント以上の均質な合金のものに限る。）

(ヘ)　めっき層において、マグネシウムの含有量がめっき層の全重量の二・〇パーセント以上のものであって、アルミニウムの含有量がめっき層の全重量の五・〇パーセント以上のもの

(ト)　めっき層において、アルミニウムの含有量がめっき層の全重量の四・〇パーセント以上のものであって、マグネシウム及びニッケルを含むもの

(チ)　特徴　表面に溶融亜鉛めっきを施すことで優れた防錆機能が付加された鋼帯及び鋼板であり、主にガードレールや住宅、フェンス等の建材や冷蔵庫等の電気機器の部品を製造するための原料として使用される。

三　調査対象貨物の供給者及び供給国

(一)　供給者（不当廉売関税を課することを求める書面に記載されている者）

イ　株式会社ポスコ

ロ　現代製鉄株式会社

ハ　株式会社東国製鋼

ニ　ＫＧスチール株式会社

ホ　中国宝武鋼鉄集団有限公司

ヘ　河鋼集団有限公司

ト　鞍鋼集団有限公司

チ　包頭鋼鉄（集団）有限責任公司

リ　湖南鋼鉄集団有限公司

ヌ　天津市徳材冷軋板業有限公司

(二)　供給国　大韓民国（以下「韓国」という。）及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）

四　調査を開始する年月日　令和七年八月十三日

五　調査の対象となる期間

(一)　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項　令和六年一月一日から令和六年十二月三十一日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令（以下「令」という。）第二条第三項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する事項については、生産者の会社設立の時から同日まで）

(二)　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項　令和四年四月一日から令和七年三月三十一日まで

六　調査の対象となる事項の概要

(一)　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

イ　調査対象貨物の正常価格（法第八条第一項に規定する正常価格をいう。以下同じ。）

ロ　調査対象貨物の本邦向け輸出価格

ハ　調査対象貨物の正常価格と本邦向け輸出価格との差額（以下「不当廉売差額」という。）

ニ　その他不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項

(二)　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

イ　不当廉売された調査対象貨物の輸入量

ロ　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦における調査対象貨物と同種の貨物の価格に及ぼす影響